

令和5年4月6日

保護者の皆様

川崎市立麻生中学校  
校長 金子 三弘

## 暴風警報発令等における臨時休業について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風の接近等の自然災害による非常時の場合、生徒の安全確保を図るための措置につきまして、次のように対応いたしますのでご承知おきください。

\*川崎市内、神奈川県東部地方、神奈川県西部地方、または、神奈川県全域のいずれかに次の警報が発令された場合

状況	学校側の措置
●午前6時の時点で「 <b>暴風警報</b> 」※、または「 <b>特別警報</b> 」が発令（継続して発令されていた場合を含む）  ※『暴風雨警報』『暴風雪警報』含む	●基本は当日1日を臨時休業（休校） （配信メールにて連絡する予定です。）
●生徒登校後に「 <b>暴風警報</b> 」または「 <b>特別警報</b> 」が発令	●授業時間を繰り上げ、生徒下校 ●暴風襲来と重なる場合には学校待機
●「暴風警報」以外の警報が発令（「大雨警報」、「大雪警報」等）	●学校が状況を判断し、対応いたします。 休校等の処置を行う場合、配信メール等で連絡いたします。
●生徒登校後「暴風警報」以外の警報が発令	●学校が、下校または学校待機の判断を行います。

○一度臨時休業（休校）が決定した場合、天候が回復しても始業時間を繰り下げて授業を行うことは原則ありません。しかし、生徒の安全が確認された場合、部活動や委員会活動等で生徒を登校させ、活動を行うことがあります。

○台風の通過が生徒の下校時間に当たる場合、学校で待機させます。（安全確認後下校）

○授業時間を繰り上げるようになった場合など、通常の時程から変更が生じた場合は、原則配信メールでお知らせいたします。配信メールのご登録をお願いいたします。

○保護者の方におかれましては、生徒の安全確保を最優先に考えてご対応くださるようお願いいたします。